

4 その他手続き

	事案	提出書類	備考
(1)	事業の完了後、税額が確定した場合	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (様式第12号)	助成事業者は助成事業が完了し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後（仕入控除税額が0円の場合を含む） 速やかに 、遅くとも令和8年6月30日までに労働局長に報告しなければなりません。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合は報告不要です。消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが 確定した場合 は、仕入控除税額を国庫に返還しなければなりません。「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）」の記入にあたっては、「 申請書等の記入例（PDF） 」を参照してください。
(2)	事業完了期日を変更する場合	事業完了予定期日変更報告書 (様式第7号)	助成事業者は、予定の期間内（事業実施計画書の事業完了予定期日まで）に事業が完了できないと見込まれる場合は、 速やかに 「事業完了予定期日変更報告書（様式第7号）」を労働局長に提出し、その指示を受けなければなりません。記入にあたっては、「 申請書等の記入例（PDF） 」を参照してください。
(3)	計画の変更をする場合	事業計画変更申請書 (様式第3号)	助成事業者は、軽微な変更を除き、助成対象経費の額又は配分に変更がある場合、その他申請書の内容を変更するときは、あらかじめ「事業計画変更申請書（様式第3号）」を労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。記入にあたっては、「 申請書等の記入例（PDF） 」を参照してください。
(4)	助成事業を廃止する場合	事業廃止承認申請書 (様式第5号)	交付決定を受けた助成事業者は、交付の要件を満たすことができなくなった場合、「事業廃止承認申請書（様式第5号）」を労働局長に提出し、その承認を受けなくてはなりません。記入にあたっては、「 申請書等の記入例（PDF） 」を参照してください。